

議案第11号

みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン（鳥取県教育委員会特定事業主行動計画）について

みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン（鳥取県教育委員会特定事業主行動計画）について、別添のとおり提出します。

平成27年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

# みんなが子育てに携わるための教職員プラン（鳥取県教育委員会特定事業主行動計画）について

教育総務課

## 1 概要

- (1) 次世代育成支援対策推進法(平成15年7月公布。平成27年3月31日までの時限立法)において、事業主(鳥取県教育委員会)は、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育っていく環境整備を目的とした特定事業主行動計画を策定し、取組を実施していくこととされている。
- (2) この次世代育成支援対策推進法は、平成26年4月に一部改正が行われ、法律の有効期限が平成36年度末まで延長されたため、これに基づいて策定している鳥取県教育委員会の特定事業主行動計画「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」を見直し、改訂を行う。

## 2 見直し方針

国が示している特定事業主行動計画策定指針及び県計画対象所属からの意見等を勘案し、次の事項について見直しを行う。

- 計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5箇年計画とするが見直しは随時実施。(現行 3年目途に見直し)
- 男性職員の育児休業取得率目標を15%に設定。(現行 10%)
- 女性の継続就業の点においても男性の積極的な子育て参加が必要であることを明示。
- 職員全体の時間外勤務縮減をさらに推し進め、学校において具体的な取組を通じて時間外業務の縮減を実施
- 子育て女性職員の活躍推進のため、研修等を通じてキャリア形成を支援し、職場のワークライフバランスに関する意識醸成を実施。
- 職場環境の点検・検証で衛生委員会等を活用することを明示し、開催頻度の目標(各学校月に1回)を設定。

## ■参考■

### □国の指針見直しのポイント□

- ・ 女性の継続就業及び仕事と子育ての両立支援の観点から男性の子育て諸制度利用の促進を図り、超勤縮減等働き方の見直しに資する取組を推進。
- ・ 非常勤職員が対象であることを前提とした取組の推進
- ・ 計画実施の際のPDCAサイクルの確立
- ・ 男性の育休等取得促進措置の実施
- ・ 育休中職員の職場復帰支援としての情報提供・能力開発の実施
- ・ 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組の実施
  - 女性職員を対象としたキャリアパスの提示・キャリア形成支援、メンター制度導入促進や両立支援制度の利用環境整備
  - 管理職等を対象とした意識啓発、女性職員への多様な職務機会付与、育児中女性職員に配慮した人事運用や女性職員の活躍・ワークライフバランス推進に関する研修の実施
- ・ 超過勤務の縮減取組のなお一層の推進（措置項目に関しては特に変更なし）
- ・ テレワーク等の導入推進
- ・ ワークライフバランス推進行動の人事評価への反映

### □県教委事務局・各県立学校からの見直し意見概要□

- ・ 勤務時間管理サポートシステム（ICカード職員証）の運用開始に伴い、導入目的である勤務時間管理をより適正に行うことにより、健康と福祉の増進に向けての取組が推進され、子どもを育てやすい家庭環境が構築されるものと考えている。（鳥取湖陵高）
- ・ 部活動の振興と時間外勤務の削減とは相反する面があり苦慮している。（岩美高）
- ・ 男性職員の子育て推進について引き続きプラン推進を加速してほしいという意見が子育て中の女性職員からあった。（倉吉農高）
- ・ 目標値が明記されていると、わかりやすい。他の項目についても具体的数値が上げられるところは記載してほしい。（境高）
- ・ 子育ては親の仕事だが、親のみには限界があるので、子育てに携わる学校教育の他、地域のサポーターが関わる地域教育も推進していく必要を感じます。（倉吉養護）

# みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン（案）

－新鳥取県教育委員会特定事業主行動計画－

平成27年4月1日適用

## 1 はじめに因果関係

我が国における急速な少子化の進行に対応するとともに、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育っていく環境整備を目的として、次世代育成支援対策推進法が平成15年7月に成立しました。また、平成19年12月には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」について、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

「子ども・子育て支援」の推進に当たっては、子どもの成長、子育て、個人の生活、仕事を切り離して考えることはできません。さらに、家庭や職場における男性と女性の役割についても併せて考えていく必要があります。

このプランは、次世代育成支援対策法に基づき策定すべき鳥取県教育委員会の特定事業主行動計画として作成するものですが、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進とも密接に連携したものです。

本行動計画は、本県教職員（以下「職員」とする。）が、家庭で親として、地域で一人の大人として、子育てに携わるよう、また職場も子育てをする職員を支援していくための具体的な行動の計画として作るものです。男性も、女性も、子どものいる人も、いない人も、職員一人ひとりが、この計画の内容を自分自身に関わることと捉え、自身の生活においても、それぞれの職場においても、計画の実現に向けて取り組んでいくことが重要です。

### 1 目的

職員が、個々人として、また地域の一員として、子どもをはぐくみ育てる喜びを実感し、仕事と子育ての両立ができるように、職員のニーズを踏まえた次世代育成のための支援対策について、できるところから計画的かつ着実に推進されるよう、本行動計画を策定し、公表するものです。

### 2 計画期間

次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限法として成立し、さらに平成36年度まで10年間延長された法律ですが、この行動計画は、これまでの行動計画について点検・見直し、改訂を加え、新たな形で平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間の行動計画として策定しました。

### 3 計画の推進体制

(1) 本行動計画を効果的に推進するため、庁内の関係各課等で本行動計画の実施状況、進捗状況について、毎年度点検することとし、その結果や職員の意見・ニーズを踏まえて、適宜必要な対策の検討や計画の見直しを行います。

このため、毎年度、数値目標の達成状況をアンケート調査し、点検資料とするとともに、必要に応じて随時公表します。

(2) 職場においては、所属長は本行動計画の取組を適宜点検するとともに、職員に対して休業や子育てに関する制度を提供するためのデータベースや相談窓口の充実を検討します。

また、職員に最も身近な所属では、所属長とのコミュニケーションを通して、職場に関する悩み・相談をしやすい環境づくりを行うことで職員の不安や負担感を軽減します。

## II 具体的取組み

### 1 次世代育成を支援する各種制度の周知

出産、育児や休暇、手当、支援制度など職員に直接関わる各種制度については、子育てをする職員が制度を十分に活用できるよう、各種制度についてより広くこまめに、できる限り一元的に情報提供を行い、引き続き職員の子育てに対する不安や負担感の解消軽減に繋がります。

#### (1) データベース、ホームページの活用

①共済制度・互助会制度に関するホームページを通じて、職員が気軽に情報を入手でき、制度適用の申請がしやすい環境を充実するとともに、庁内LAN・Torikyo-NETを活用した子育て支援データベースの整備等について検討します。

②各種制度の所管・担当窓口を明示し、情報の入手・活用をサポートするとともに、制度利用者や子育て体験者の声などを活用しながら、制度に関するQ&Aを作成して、制度を活用しやすく・理解しやすい仕組みづくりを進めます。

#### (2) 制度の活用事例の紹介

制度を利用した職員の子育て体験を紹介するなど、子育ての喜びや上手な制度利用を職員に伝えます。

#### (3) 男性職員への制度周知

出産や育児の際の休暇・休業に関する各種制度の中には、男性も対象となっているものも多くあることを周知します。

例えば、育児休業は男性も対象であり、その期間も柔軟に取ることができるなど、配偶者の出産に係る休暇等について周知し、取得を促進します。

男女が共に行う子育てを進めるため、こうした制度について周知し、各職場において男性が制度を利用する際に、抵抗なく制度が利用できるよう、職場と管理職員への意識啓発を徹底します。

#### (4) 所属長・職場に対する普及啓発

所属長や管理職は、職場内の職員が心理的に抵抗感を感じることなく、安心して、制度を利用できるように、適切な機会を捉えて、周知し、職場理解を高めます。

なお、所属長は、制度に関する情報を一定の場所に掲示（設置）するなど、職員がいつでも制度の内容を知り、手続きができるような職場環境づくりに努めます。

### 2 安心して出産や育児に専念できる環境づくり

職員が安心して出産や子育てに専念できるように、代替職員の確保・配置に努めるとともに、育児休業に入る際、また休業中の職場との相談連絡体制を整備します。

休業者にとって、子育てと仕事の両立に対する不安から復職時にこそスムーズな職場復帰のためのサポートを必要としています。このため、復職時の支援体制について、人的な支援や職場の協力を進めます。

また、男性の育児休業等を活用して育児に主体的に関わっていただけるよう、これから子育てを経験していく男性職員に対して、休暇や制度に関する情報提供だけでなく、子育てに関する喜びや責任を実感できるよう育児休業取得経験者の体験談などを紹介します。

また、こういった取組を確実に実施し、休業者が抱く担当業務や職場に対する不安を軽減します。

#### (1) 育休代替職員の確保

①育児休業期間を長期間安心して休むことができるよう、各所属・学校現場でできるだけ早く正確に育児休業予定者を把握することで、可能な限り正職員を代替職員として配置できるよう計画的な代替職員の確保を行います。

②学校においては、確実な代替職員の確保に努めます。

③職員においても、妊娠・出産・育児に対する情報をできるだけ早く（出産予定の6月前までを目安に）所属に報告し、安心して長期間休むことができるよう、職員・所属の双方が準備体制をとれる仕組みづくりをします。

- 【目標】 ○事務部局における代替職員の配置・・・100%  
 (通年度の場合：正職員による代替職員配置・・・80%)  
 ○学校における代替職員の配置・・・100%  
 (校種・職種間における格差の解消を進める。)

**(2) 育児休業者と所属との情報共有とコミュニケーション確保**

- ①重要な業務はできるだけ組織（チーム）で対応し、責任が一人に集中しないよう配慮するなど、育児休業に入る職員の負担感を軽減し、安心して休めるように、休業前に所属長や上司と情報交換する仕組みづくりを行います。
- ②情報交換の内容・項目などを盛り込んだ、育児休業に入る際の手引きを作成し、職員と所属とが情報・認識を共有することで、情報交換に係る労力・時間も削減していきます。
- ③体調や業務・仕事などについて、職員と職場とが、定期的な情報交換を行えるよう環境の整備も図ります。

**(3) 職場復帰への支援体制**

- ①育児休業者のスムーズな職場復帰のために、職場復帰の前に代替職員・所属長・上司等との情報連絡の機会・時間を十分に持つこととします
- ②職場での新たなシステムに関する研修や職場復帰に向けたメンタル面でのサポートのために、研修会・セミナーなども実施します。  
 また、休職中の教員については、教育センターや学校で行われる研修会、研究会への参加案内を行うなど、教育情報の提供・接触を通じて、教育活動へのスムーズな復帰に繋がります。
- ③各所属において、必要に応じて負担軽減の措置を行うほか、県立学校においては教員復職時学級支援職員を必要に応じて配置します。

**(4) 男性職員の子育て推進**

- ①子育ては、男性と女性が互いに協力して行うものであり、男性が積極的に子育てを行うことは女性の継続就業にもつながるものですので、次世代育成への取組や子育ての意義について、子どもの誕生時など、折々に職員に周知し、併せて子育てに関する講習等を通じて男性職員に対する子育ての意識啓発を進めます。
- ②母親や子どものために、男性職員の積極的な子育てが求められる期間などにおける男性職員の育児実践例などの紹介をします。
- ③男性職員による子育てをより進めるため、またその職員に対する理解と子育てを応援するために、所属長や職場に対して啓発を十分に行います。

**(5) 男性職員の育児休業、育児のための休暇の取得促進**

- ①母体保護の観点からも、男性職員による配偶者の出産に係る休暇取得を推進し、5日以上の休暇取得の達成を目指します。
- ②育児のための休暇や育児休業制度について、男性職員に対する重点的な紹介・啓発を通じて、その育児休業等の取得率を高めます。

- 【目標】 ○配偶者の出産に係る休暇取得を100%に近づける。  
 ○男性の育児休業取得を、期間内に対象となった職員数の15%に引き上げる。  
 ※ 現在は、配偶者の出産休暇は90.6%（平成25年度実績）、男性の育休取得は6%（平成25年実績）

**3 仕事と子育てが両立できる環境づくり**

職員が仕事と子育てを両立できるように、仕事においても、子育てにおいても、家庭においても男女共同参画の意識を持つことで、固定的な性別役割分担による女性への家事・育児の集

中をなくしていきます。

また、職場・所属においては、職員個々の事情や希望をよく把握して、人事異動や人事配置、事務分担などにも配慮をするとともに、所属職員全体の時間外勤務の縮減をさらに推し進め、休暇取得を促進することを通して、職員が安心して子育てできる環境を整備します。

#### (1) 男女共同参画に係る意識の向上と啓発推進

- ①所属長及び管理職は、職場環境や業務に関する悩みを相談しやすい環境づくりを進めるなど、仕事と子育てが両立できる職場づくりを進めます。
- ②仕事と子育ての両立を支援するために、職場環境づくりのための研修会や話合いの機会を各職場で設けます。
- ③職員配置の上でも男女共同参画の度合いを高めるとともに、男性も女性も等しく仕事と子育てを両立する職場環境を整備していきます。
- ④子育てを行う女性職員が仕事も子育ても両立しながら、その能力を発揮し、活躍できるよう当該職員や所属長及び管理職に対する研修等の実施を通じて、キャリア形成を支援し、職場における仕事と生活の調和の推進に関する意識を高めていきます。

#### (2) 時間外勤務の縮減への取組推進

- ①電子勤務簿や時間外勤務のデータベースにより適正な勤務実態管理を行うことで、職場の取組や職員の意識変革を進め、時間外勤務縮減を進めます。
- ②学校においても、職員の子育て支援や健康管理の視点から業務時間の実態を把握し、具体的な取組を通じて時間外業務の縮減に努めます。  
また、時間外業務縮減の取組が持帰り残業などに繋がらないよう、所属長の管理意識の徹底を進めるほか、職場での意見交換を進めます。
- ③職員の子育ての状況に応じて勤務時間を弾力的に運用できるよう検討し、人員配置についても柔軟に対応できるような仕組みづくりを進めていきます。

#### (3) 計画的な休暇取得の促進

- ①各所属において、職員ごとの有給休暇の取得目標の設定や休暇計画の提出などを通じて、職員の休暇取得を進めていきます。

【目標】○年次有給休暇の取得：平均15日（取得率：75%）へ引き上げる。  
※現在は、平均12.1日（平成25年実績）

- ②週休日の振替えについて、子どもの長期休業に合わせた計画的な休暇等とすることができるよう、弾力的な運用を進めます。

#### (4) 職場環境の点検

- ①時間外勤務縮減のための業務削減や省力化がなされているか、定時退庁に向けた職場環境づくりの取組がなされているかを衛生委員会等の場を活用して点検・検証します。
- ②時間外勤務の縮減の実績が上がらない所属や時間外勤務が多い職員に対するヒアリングを行うなど、職場環境の整備に努めます。
- ③育児に携わる職員の業務内容、業務量などについて、育児と仕事の両立に向けて、所属とともに教育委員会全体として、取り組みます。
- ④特に、学校現場においては、従来の制度・業務にとらわれず、復職後の学級担任の持ち方や部活動指導のあり方などについても検討します。
- ⑤職場内で不正又は不当な行為が行われることのないよう、コンプライアンス意識の向上に努め、「教育業務改善ヘルプライン」の活用を促進します。

【目標】衛生委員会の開催：各所属において月に1回開催する。  
※現在は、年に平均7.9回開催（平成25年度実績）

#### (5) 所属長に対する意識啓発

- ①職場全体の意識改革を進めるためには、仕事と子育ての両立をよく理解した所属長のリーダー

ーシップが必要です。

このため、育児休業の取得も含めた男性職員の子育て、育児休業者に対する支援体制・母体保護などの理解を深めるための研修や啓発資料の配付を通じて、所属長の取組を支援します。

②また、子育て中の職員の異動等に当たっては、所属長が職員の意向や家庭事情を適正に把握して、教育委員会全体で可能な限り配慮するようにします。

#### (6) 各職場におけるバランスのとれた推進

①各職場における取組が、特定の職場だけに偏らず、バランスよく推進されるよう、所属長は行動計画に沿った取組がなされているか適宜自己点検を行うとともに、年度末には職場の取組全体を点検・見直し、管理担当課に報告します。

②年度末には、各職場の達成状況を一覧表にとりまとめ、全体の推進状況の各職場への周知を図ります。

③あわせて、毎年度、各職場の推進上の課題の報告を受けて、各職場で共有すべき課題など必要に応じて全体協議を行い、次年度以降の推進に資するよう配慮するようにします

### 4 地域社会全体で取り組む子育て

子育ては親の仕事であることは確かですが、少子化・核家族化が進んだ現在において、子どもは次代の地域の担い手であることを踏まえて、子育てに携わる親をサポートし、地域全体でも子育てに係わっていく「地育（＝地域で育む）」も必要な取組みです。

特に学校現場は、「地育」の一つの拠点であり、求められる役割もウェイトも非常に大きなものです。

職員が教育委員会が推進する「心とからだいきいきキャンペーン」の趣旨を十分理解のうえ自ら実践し、自らの子育てだけでなく、地育の重要な支援者・実践者であることを自覚し、自らの育児経験や学校での勤務経験を活かして、子育てに頑張っている保護者の応援に取り組むよう、各職場内での意識啓発に努めます。

なお、学校に勤務する職員の場合、職場の行事と自分の子どもが通う学校の行事の日が重なるなど、学校現場特有の課題があり、そのことを踏まえ、できるところから一步一步改善を図ります。

#### (1) 心とからだいきいきキャンペーンの推進

##### ①「心とからだいきいきキャンペーン」の推進

「子育て王国鳥取県」にふさわしく、子どもたちの望ましい生活習慣や社会のルール・マナーの定着を図り、健やかでたくましい子どもたちを育てるこの取組が県民運動となり、県全体に定着するよう、教育委員会の全ての職員がこの趣旨を理解し、実践し、自らの子育てだけでなく、自らの育児経験や学校での勤務経験を生かして、子育てに頑張っている保護者への応援に努めていきます。

##### ②食卓からの子育て「食育」の推進

家庭での楽しい食事や正しい食事・食習慣は、子どもの健やかな成長に必要な温かな家庭環境づくりの第一歩です。

学校では、学童期や思春期の子ども達に対して、その発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行い、保護者とともに考え、また子ども達が自ら食について考えるよう「食育」を推進します。

#### (2) 学校行事等への参加

①子どもの学校行事に関して、女性の参加が多く見受けられますが、女性だけではなく男性もより積極的に参加するように努め、学校行事への参加も男女共同参画がより進むよう、職場としても促します。

また、学校では保護者が参加しやすい学校行事の企画も検討します。

②また、保護者という立場だけでなく、地域の一人の大人として地域の行事に係わり、積極的に指導や協力をします。

#### (3) 地域活動、ボランティア活動への参加促進

①職務以外の場面でも、職員が積極的に地域活動、ボランティア活動に参加するように促す



とともに、職員に対して活動団体や休暇制度などについて、データベースなどを活用して情報の提供と周知を行っていきます。

②地域活動、ボランティア活動に対する認識を深めるため、所属長は職員の活動状況を把握するとともに、実際に活動している職員の事例を紹介するなど、気軽に自らの生活に合った地域活動への参加を促します。

#### (4) 県の施設、イベント会場等における子育てバリアフリー

①職員や利用者の意見を聞き、妊産婦や乳幼児を連れた方にとって利用しやすい本庁や各地方機関、教育機関の環境づくりを進めます。

②特に学校については、妊娠中、授乳中の女性職員にとって、働きやすく配慮された施設であるか点検を行い、休憩室・授乳室として使えるスペースの確保など整備を進めます。

③教育委員会主催のイベント・会議等において、子育て中の人に参加しやすく、子ども達が安全に時間を過ごせるよう、事前にチェックリストなどに基づき点検を行い、参加者が安心して参加できる環境づくりを行います。

また、教育委員会の行うイベント等については、できるだけ子育てバリアフリーに関して、参加者の意見・感想の集約を行っていきます。

### III おわりに

次代を担う子ども達は、社会の宝であり、未来の力です。

教育委員会、特に学校現場は次世代育成の最前線であり、職員一人ひとりが少子化問題を自分自身の問題と捉えて、教育委員会の各職場が「子どもを生み・育てやすい職場」となるよう職員全員の理解と取組・実践を期待します。

# みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン ～新たな鳥取県教育委員会特定事業主行動計画案について～

## 次世代育成支援対策推進法の一部改正

### 改正のポイント

#### ポイント① 法律の有効期限の延長 (平成26年4月23日施行)

法律の有効期限が平成27年3月31日まで10年間延長されました。

このため、引きつづき、次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。（従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務）

#### ポイント② 新たな認定（特例認定）制度の創設 (平成27年4月1日施行)

現行法では、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。今回の改正では、このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度が創設されます。

特例認定を受けた場合、行動計画の策定・届出に代わり、次世代育成支援対策の実施状況を公表していただくこととなります。

※次世代法による取組は、非正規雇用の労働者も対象です。

厚生労働省H26.5作成リーフレットNO.10より一部転載 1

# みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン ～新たな鳥取県教育委員会特定事業主行動計画案について～

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の策定

平成26年11月28日付内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号

当該指針策定に伴い、現行指針は平成26年度末をもって廃止。現行指針からの主な追加・変更点（特定事業主行動計画に関する部分のみ）は概ね以下のとおり。

- 女性の継続就業及び仕事と子育ての両立支援の観点から男性の子育て諸制度利用の促進を図り、超勤縮減等働き方の見直しに資する取組を推進。
- 非常勤職員が対象であることを前提とした取組の推進
- 計画実施の際のPDCAサイクルの確立
- 男性の育休等取得促進措置の実施
- 育休中職員の職場復帰支援としての情報提供・能力開発の実施
- 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組の実施
  - ・女性職員を対象としたキャリアパス（※1）の提示・キャリア形成支援、メンター制度（※2）導入促進や両立支援制度の利用環境整備
  - ・管理職等を対象とした意識啓発、女性職員への多様な職務機会付与、育児中女性職員に配慮した人事運用や女性職員の活躍・ワークライフバランス推進に関する研修の実施
- 超過勤務の縮減取組のなお一層の推進（措置項目に関しては特に変更なし）
- テレワーク等の導入推進
- ワークライフバランス推進行動の人事評価への反映

現時点でプランに盛り込むのは尚早

※1 キャリアパス…どのような経験を積み、能力を付ければ、どういった職に就けるのかといった道筋

※2 メンター制度…先輩職員が指導者・助言者・相談相手として後輩職員の相談にのる制度

# みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン ～新たな鳥取県教育委員会特定事業主行動計画案について～

## 教育委員会事務局・各県立学校からの見直し意見

平成26年8月に行ったプラン推進状況の点検と合わせて各所属よりプラン見直しに関する意見を求めたところ、以下のような意見がありました。

- 勤務時間管理サポートシステム（ICカード職員証）の運用開始に伴い、導入目的である勤務時間管理をより適正に行うことにより、健康と福祉の増進に向けての取組が推進され、子どもを育てやすい家庭環境が構築されるものと考えている。（鳥取湖陵高）
- 部活動の振興と時間外勤務の削減とは相反する面があり苦慮している。（岩美高）
- 男性職員の子育て推進について引き続きプラン推進を加速してほしいという意見が子育て中の女性職員からあった。（倉吉農高）
- 目標値が明記されていると、わかりやすい。他の項目についても具体的数値が上げられるところは記載してほしい。（境高）
- 子育ては親の仕事だが、親のみには限界があるので、子育てに携わる学校教育の他、地域のサポーターが関わる地域教育も推進していく必要を感じます。（倉吉養護）

3

# みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン ～新たな鳥取県教育委員会特定事業主行動計画案について～

## その他考慮すべき昨今の状況

法改正や国の指針改定、各所属からの見直し意見のほか考慮すべき昨今の状況として以下のようなものがあります。

- 県立学校では、全校で校内衛生委員会が設置され、月に1回以上を目標に開催を行ってもらうよう県教委として働きかけを行っている実態がある。
- また、当該衛生委員会において、教職員の超勤縮減に関する議論を合わせて促している。
- 学校現場については、「教職員いきいき！プロジェクト」による教職員多忙感解消方策の検討と取組実施が行われるとともに、平成26年度には変形労働時間制の運用方法が示されるなどしており、これらの取組は、超過勤務縮減対策措置としても捉えることができる。
- 一方で、割振変更（いわゆる特例勤務）中、事務局局で可能とされている育児等を理由としての利用は、学校現場では禁止されているなど学校教職員の子育てと仕事の両立には事務局局と異なる困難さが存在している。（育児事由の特例勤務に関しては、他県で一部可能としている例があるとの情報あり。教組からも要求あり。）
- 鳥取県では、平成26年11月に子育て王国とっとり推進指針が策定され、同指針中男性の育児休業取得率の目標値を15%（平成29年度）と定めている。

4

# みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン ～新たな鳥取県教育委員会特定事業主行動計画案について～

## 知事部局における次の計画で盛り込まれる項目（予定）

知事部局においても現行の「子ども・子育て応援プログラム」を基礎とし、以下の項目を考慮した新たな特定事業主行動計画の策定作業を進めています。

- 【新規】復職情報データベースによる情報提供
- 【新規】テレワーク・在宅勤務導入の検討
- 【新規】育児職員の保育確保への配慮（早期内示・庁内託児施設設置検討）
- 【新規】＜女性キャリア形成支援＞キャリアアドバイザー（仮称）の配置
- 【新規】＜女性キャリア形成支援＞柔軟な人事管理の実施（子育て期外に重要ポストを経験させる等）
- 【拡充】男性職員の育児休業取得率目標を15%（現行 10%）に設定
- 【拡充】時差出勤の改善（15分刻み・対象拡大）・フレックスタイム制の検討
- 【拡充】職場復帰支援研修会の拡充（専門能力復元の視点を重視）
- 【廃止】新米パパのための子育て講習会（代わりに一般向けの講習会等の情報提供を実施）
- 【廃止】育児休業等の取得要件の緩和・子の看護休暇制度の拡充（実施済）
- 【廃止】年休取得率の低い職場への取得指導（事実として実施せず。実施予定もなし。）
- その他柱建てや見出しの見直し・組み替え、個別の施策の細かな見直し。

5

# みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン ～新たな鳥取県教育委員会特定事業主行動計画案について～

## 新たな行動計画案策定方針

法改正や国の指針改定、各所属からの見直し意見のほか考慮すべき昨今の状況を考慮し、現行の行動計画をベースとして、以下の点について修正を加え、新たな行動計画として策定したいと考えております。

- 本計画期間を平成27年度から平成31年度までの5箇年計画として策定することとし、見直しは随時行うこととします。（現行 3年目途に見直し）
- 男性職員の育児休業取得率目標を15%（現行 10%）に設定します。
- 女性の継続就業という点からも男性の積極的な子育て参加が必要であることを明示します。
- 職員全体の時間外勤務縮減をさらに推し進め、学校において具体的な取組を通じて時間外業務の縮減を行うこととします。
- 子育てを行う女性職員の活躍を推進するため、研修等を通じてキャリア形成の支援や職場における仕事と生活の調和の推進に関する意識を高めるための取組を行うこととします。
- 職場環境の点検・検証で衛生委員会等を活用することを明示し、開催頻度の目標（各学校月に1回）を設定します。
- そのほか、現行規定中、曖昧な現状分析表現の見直し、制度拡充に伴う時点修正、その他所要の修正を行います。

※知事部局で新たに盛り込む予定の「テレワーク」に関しては、具体性が出てきた段階で計画を見直す際に盛り込むか改めて検討。

6